

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第1回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和7年9月9日（火） 午後1時30分から午後3時40分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 2階第1会議室
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 青木幸枝、伊藤好幸、金子誠子、川口節子、楠本孝、佐藤ゆかり、鈴村圭子、谷口美子、中嶋宏行、長島りょうがん、古川和也、前川正和、山口登 （事務局） 市民部長 福森稔 市民部次長 野村三枝 人権課長 山村武寛 人権課調整・人権担当主幹 渥美博 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	令和6年度津市人権施策事務事業の評価について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 次のとおり

事務局	失礼します。 定刻になりましたので、ただ今から令和7年度 第1回津市人権施策審議会を開催いたします。 本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 それでは、開会に当たりまして、福森市民部長よりご挨拶を申し上げます。
福森市民部長	市民部長の福森です。よろしくお願いいたします。 大変暑い中、夕方になりますと涼しくなってきた様子もありますが、まだまだ暑さが続くような季節になっています。台風も一度横断をいたしました、それ以降はあまり台風の話もないので、台風だけは何とか避けたいなと思っています。 今日は、令和6年度 津市人権施策事務事業の評価について、ご審議を賜ります。これまで委員の皆様には、200以上ある人権施策について、さまざまなご意見やご提言をいただきまして、この度、評価書を作成していただいております。昨年度から市役所の各担当部署において、次年度の予算や事業計画に、委員の皆様からの施策に対する評価や提言が活かせるよう、作成の時期を早めさせていただきました。 こうした中、楠本会長をはじめ評価検討委員の皆様には、短い期間で何度もお集りいただき、ご協議を重ねていただき、今回、評価書（案）として取りまとめていただいております。今後、この評価書に沿って津市の人

事務局	権施策を進めていきたいと思っておりますので、本日の会議をよろしくお願ひいたします。 それでは、このあとは事項書に基づきまして、それぞれのお立場からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。 ・事項書 ・座席表 ・審議会委員名簿 ・評価検討委員班編成表 ・令和6年度 津市人権施策事務事業進捗状況評価表 ・令和6年度 津市人権施策事務事業進捗状況評価書 をお配りしております。 なお、評価表と評価書は、事前に郵送させていただいたものを本日お持ちいただいております。 皆さま、足りない資料はございませんでしょうか。一応予備も用意しておりますので、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。 本日の委員の皆さまの出欠状況ですが、浅田委員、高鶴委員、田中委員、原田員、山下委員、山本委員より、所用のため欠席との連絡をいただいております。 委員19名中13名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。 なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき公開審議とさせていただきます。 また、会議結果につきましては、市のホームページでも公開いたしますので、併せてご了承願ひます。 それでは、事項書に従いまして、楠本会長からご挨拶をいただきたいと思います。 また、その後は、令和6年度津市人権施策事務事業の評価について、楠本会長に議事進行をお願いしたいと思います。 それでは、楠本会長、よろしくお願いいたします。
楠本会長	皆さん、こんにちは。 大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 本日は令和6年度 津市人権施策事務事業の評価を行うということでお集りいただいたわけですが、昨今の人権をめぐる状況というのは、これまで当たり前になっていると思っていたことが、あらためて議論の俎上に上って、なぜこの人権をしっかり守っていかないといけないかということについて、あらためて考えていかなければならないような社会になってきたかなと思います。 津市におきましても、一つひとつの施策について、なぜ進展させていかなければならないか、ということについて、皆さんと一緒に考えていければなと思っております。 それでは、最初に、令和6年度津市人権施策事務事業進捗状況評価書（案）の作成の経過について、事務局から報告いただきます。

事務局	失礼します。それでは、令和6年度津市人権施策事務事業進捗状況評価書（案）の作成の経緯につきまして、ご説明申し上げます。着座にてご説明させていただきます。 令和7年3月に、令和6年度に本市で実施しました人権に関する事業の進捗につきまして、関係部局に実績報告を求めました。そして、4月にその実績報告を審議会委員の皆さまに送付し、委員の皆さまからご質問・ご提言をいただきました。 委員の皆さまからいただいた、ご質問・ご提言につきましては、5月に再度、関係部局へ照会をして、その回答及び担当課評価を取りまとめました。こうして、とりまとめた報告書を基に、6月から8月にかけて評価検討委員の皆さまと楠本会長により、3班で合計18回の評価検討委員会を開催して、事業の評価をしていただきました。事業別の評価につきましては、お配りしたA3サイズの評価表に取りまとめております。また、この評価表を基に、施策別の評価・提言についてまとめていただいたものが、お手元の令和6年度津市人権施策事務事業進捗状況評価書（案）でございます。 本日の審議会におきましては、この評価書（案）を委員の皆さまにご審議いただきたいと存じます。 経過報告は以上でございます。 ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
楠本会長	評価検討委員の皆様には、3カ月に渡って評価・提言を取りまとめたいただきまして、ありがとうございます。 それでは、審議に入りたいと思いますが、進行につきましては、1項目10分程度を目安に進めていきたいと思っています。皆さんには活発なご議論をいただきたいのですが、進行につきましてもご協力をいただければと思います。 まず、評価書（案）の1ページ目から4ページ目までを見てもらいますと、「令和6年度の人権に関する施策の取組状況について」概要をまとめたものです。 まず1ページから4ページまでの概要につきまして、ご意見ありましたらお願いいたします。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	よろしいでしょうか。後で気付いたことがあれば、会議の終了までにご意見願います。それでは、「1 令和6年度の人権に関する施策の取組状況について」はご了承いただきました。 次に5ページは「総合的な評価・提言」となっていますが、これにつきましては6ページ以降の「3 施策別の評価・提言」について検討した上で、全体評価として戻ってきて検討したいと思います。 まず6ページ「人権啓発の推進」の項目について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「人権啓発の推進」について「まとめ」、感染対策に配慮しつつ対面開催を含む本来の形で啓発事業が再開されたことや、平日夜間に開催するなど工夫を凝らした運営が行われたことにより、従来の参加層にとどまらず、働く世代を含む多様な世代への新たな参加者層の拡大が見られた点は

	評価できる。特に、地域に根ざした継続的な取り組みでは、関係者の熱意と責任感が感じられ、ポストコロナ社会においても住民とのつながりを大切にしながら人権意識の醸成に努めていることは高く評価される。一方で、社会状況の変化に応じた事業の見直しや目的の再確認が求められており、課題の明確化と具体的な対応策の検討が今後の発展には不可欠である。 「今後の取組についての提言」、近年、SNSの普及による社会構造や価値観の急速な変化に伴い、人々の人権意識や行動にも大きな影響が見られる。特に新型コロナウイルスの拡大を機に、差別や偏見といった問題が顕在化し、人権侵害が誰にでも起こり得る「身近な問題」として認識されるようになった。あらゆる人権課題は、一人ひとりが「自分ごと」として捉えることが不可欠であり、そのためには、この認識に基づいた啓発活動の展開が求められる。
楠本会長	何かご意見がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、「人権啓発の推進」について、原案では評価ランクC「ある程度進んだ」ということをご提案させていただいているんですが、Cの評価をよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「人権啓発の推進」につきましては、評価Cとさせていただきます。 それでは次、7ページ。「人権教育の推進」につきまして事務局から説明をお願いします。
事務局	「人権教育の推進」について「まとめ」、社会情勢が厳しい中、家庭・地域の状況も変化している。だからこそ「人権感覚あふれる学校づくり」「人権が尊重される地域づくり」に向けて、一層、子どもの実態に即した人権教育を推進していただきたい。 「今後の取組についての提言」、人権教育の推進には、子ども・保護者の思いや地域社会の実態把握は欠かせない。しかし、その状況をどう掴むかは、教師自身、私たち大人の人権意識・人権感覚に左右されると言っても過言ではない。だからこそ、人権教育の要である教職員一人ひとりの資質向上に努められたい。
楠本会長	今、まとめと提言について事務局から説明していただきましたが、全体として何かご意見ございましたらお願いします。
長島委員	教職員の人権感覚の資質向上について、一人ひとりの具体策が、私も中学校の校長をしていて、なかなか先生方の人権感覚の資質向上ってどうした良いかっていうのを、さまざまな手法を凝らしてやっているんですけど、提言のとおり丁寧に、一人一人の資質向上のためにはどうしたら良いかっていうのを投げかけながら進めていかなければならないと。教育委員

	会も行政も含めてぜひ、このまま進めていただきたいと思います。先生方による事件も多発していますので、盗撮も含め、さまざまなことが今年の夏季休業中の間にもありました、子どもたちの人権を無視したこともいっぱいありました。教職員自ら律して夏季休業中の研修を、人権に重きを置いてぜひやっていただきたいと思います。願います。
楠本会長	昨今の状況も踏まえて、あらためて人権教育の推進について重要性をご意見いただきました。他に何かご意見はございませんか。
前川委員	人権教育について、各学校でいろいろな差別事象が起こっているのが現状だと思います。私は白山在住ですので、白山で言うと、中学校や小学校で障がい者に対する差別事象が実際に起こりました。起こっていることをきちんと捉えて、皆でどうしていったら良いかということについて話し合うという体制が白山にはあるので、年４回ではありますが、子どもたちの姿に学び合う会というのを作りながら教育委員会、それから地域、津人教等が関連しながら話し合って進めております。そういうような場で若い教職員や人権教育にあまり関わってこなかった教職員等も含めて、自分たちの資質を高めていくというような機会にしていきたいなど。その中心は学校での校内研修だと思っているんですが、きっかけづくりをしていくような取組を行っています。それに対して教育委員会はいろいろな形で支援してくれているというのが現状だと思います。どこもかもそういうような形でできたらいいんですが、そういう体制が整っていない中学校区もあるというのが現実です。そこら辺をもうちょっと広げていただければありがたいと思っています。
楠本会長	他にご意見ございませんか。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、「人権教育の推進」について、原案では評価ランクＣ「ある程度進んだ」ということでご提案させていただいているんですが、これについて何かご意見はありませんか。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「人権教育の推進」について、評価ランクＣ「ある程度進んだ」とさせていただきます。 それでは８ページ、「相談・支援体制の充実」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「相談・支援体制の充実」について「まとめ」、複雑で多様化した相談・支援内容に対して、ほとんどの事業において関係機関と連携・協力を図り、さまざまな工夫がなされていることは評価できるが、事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかり捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制の更なる充実を望む。 「今後の取組についての提言」、相談者は、相談に至るまでに悩み、迷い、意を決して相談に至る場合が少なくない。今後の相談につながるかど

	うかは、初期対応での受け止め姿勢によって左右される。相談することによって、受け止められている安心感が得られ、問題解決のための道筋が見えてくることによって重圧感から解放された人は、また足を運ぼうとする。そのようにして相談事業がうまく機能していくことは、虐待や自殺などの重大な事態の防止に繋がる。日々、多くの相談に対応されていることを評価する。相談者が安心できる受け止めができていないかと検証しながら、事業を進めていただきたい。
楠本会長	それでは、「相談・支援体制の充実」について、何かご意見ございましたらお願いいたします。
前川委員	白山市民会館の相談員をされている方から言われたんですが、今から20年くらい前に被差別地区に住んでいた方が一般地域に移られた。そして小学校に通う子が差別を受けた。それに対して親御さんはものすごく腹を立てて、その移った地域に一切関わらないというような暮らしをしてみえたんです。そのことに気付いた区長や相談の担当がいろいろな形で働きかけをしたんですが、その方はなかなか自分の本音を語れるような状況を作れなかった。その方の孫を今支援しているんですが、やっと20年経っていろいろな苦しかったことやしんどかったことを話してくれるようになりました。それくらい本当の思いというのを聞くためには、時間がかかるんです。本音を聞こうとすると時間がかかる。相談員さんが2年や3年でコロコロ変わってしまうと、相談しようとする側は信用できない部分があるので、相談員として長年やっていただけるような方になっていただけるといいなと感じております。
楠本会長	今、相談支援員になられる方ができるだけ長く、相談支援員としてのポストに居続けていただけるような仕組みができないかと、そういうご提言だと思うんですが。これは行政の側から言うと人事異動などの点で問題があるかとは思いますが、審議会としてそういう提言をするということは、審議会として許される範囲内だと思います。どうでしょうか、「今後の取組についての提言」のところに、今ご意見をいただいたような内容を付け加えるということで、よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、相談支援員が長く相談に携われるように制度上の配慮をお願いしたいという趣旨の一文を「今後の取組についての提言」のところに付け加えたいと思います。 具体的な文章につきましては、正副会長と事務局にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	他にご意見はございませんか。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

楠本会長	それでは、この評価ランクについて、原案としてB「進んだ」という、ニュートラルのCから一步前進した評価を提案してみようじゃないかと言うことでBとしました。この「相談・支援体制の充実」については、個別の相談項目について評価できるという項目が他の施策に比べて多かったのです。審議会としては全部フラットにCというよりは、もし積極的に評価できる部分が多くみられるのであればBと。まだまだ進んでいないなと思われる部分があればDと。フラットな評価をするよりもBとかDとか、そういうメリハリを付けた評価を積極的にしていくべきではないかということでBを提案させていただきました。 これにつきまして、委員の皆様方のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
中嶋委員	評価に区別を付けるのは賛成ですが、B「進んだ」を付けるのであれば、まとめのところで「評価できる」という表現がありますよね。 一方、「人権啓発の推進」のまとめのところで「高く評価される」としながらC「ある程度進んだ」となっているので、言葉尻を合わせたほうが良いのではないのでしょうか。
楠本会長	より積極的な評価で「工夫がなされていることは高く評価できる」という方が相応しいということでしょうか。
中嶋委員	はい。
楠本会長	事前に個別の検討をした時には、例えば「外国人住民の生活相談」では、体制を整えているということについて、評価できると。相談者に寄り添い相談しやすい体制を作っている、それが多くの相談実績につながっているというようなことで、相談実績がかなり上がってきているということで評価できると。 それから逆に「児童虐待等ネットワーク会議」については、「三重県の虐待死亡事例等検証委員会」は、保護者が発しているSOSに対して積極的な関わりが持てなかったことを踏まえて、養育支援が必要な者に対して、待ちの姿勢ではなく、自らの活用できる資源を利用し、自らの責務として、積極的に関わりをもって支援すべきである。と提言している。しかし、これに応える明確な施策が見当たらず、評価表にある個別ケース検討会議については、例年通り実施予定ですとの文言からは積極的な関わりをもとうとする意志を読み取ることができない。」 こういったマイナスの評価も一部ございます。 だけど全体として見た場合、評価できるという項目が全部で、第1項目、第2項目、それから第3項目の前半、それから第4項目、第5項目、第6項目、どれも評価できるという文言が入っていて、一部マイナスの部分もありますが、評価できるという項目がかなり上回っているので、全体としてBとしてはどうかという趣旨で申し上げました。 そうするとまとめの部分についても、単に評価できるというよりも、高く評価できるというふうにした方が相応しいというご意見をいただいたんですが、どうでしょうか。担当いただいた青木委員、いかがでしょうか。
青木委員	「高く」という文言を入れるということに賛成です。

楠本会長	「高く評価できる」ということでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「まとめ」のところの「評価できる」を「高く評価できる」というふうに強調したいと思います。ありがとうございました。 なお「相談・支援体制の充実」について、評価ランク B「進んだ」ということでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「相談・支援体制の充実」については、評価ランク B「進んだ」とさせていただきます。 それでは9ページ、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」について「まとめ」、さまざまな事業で着実にUD化を進めている点は評価できる。今後にも必要な予算を確保し、道路環境整備や老朽化した施設の修繕にUD視点で取り組み、暮らしやすいまちづくりを進められたい。 「今後の取組についての提言」、猛暑のなか、体育館での活動（授業・クラブ活動他）は命の危険もある。体育館が避難所になることも多く、防災の観点からも空調設備の導入は急務である。四日市市や鈴鹿市では整備が始まっている。津市では現在、市内小・中学校の体育館に空調設備導入のための調査中であるが、現在計画中の体育館も含め、その他の地域の体育館も空調整備計画を早急に進められたい。 また、今後新施設の建設の際には、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいた整備を進められたい。老朽化した社会教育施設や社会福祉施設、運動施設等の修繕の際にはUDを視野に入れていただき、誰もが利用しやすい施設となるようUD化の着実な進展が必要である。ハード面だけでなく、UDのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向けて、事業者や地域住民にUDの考え方を普及啓発されたい。
楠本会長	この項目を担当されました金子委員、何かありましたらお願いします。
金子委員	訂正なんです、 「今後の取組についての提言」のところ、 「市内小・中学校の体育館に空調設備導入のための調査中であるが」というところなんです、 計画中の体育館というのが「取組の評価」の「体育施設・社会教育施設のバリアフリー化」というところで久居体育館、安濃中央総合公園内体育館の空調設備は既に設置して、今、芸濃総合文化センター内アリーナ、一志体育館の空調設備実施設計は実施しているので、これは今後工事が始まるんです。他にも津市には全部で9カ所体育館があるんですが、徐々にこちらのほうは進められているようなんですが、私としてはもっと学校関係を早急に進めたいということ、 「現在計画中の体育館も含め、その他の地域の体育館」というところを「市内小・中学校の体育館に空調設備導入のための調査中であるが、空調整備計画を早急に進められたい」というように訂正していただきたいんですが。

楠本会長	「現在計画中の体育館も」というところは削除したいということですか。
金子委員	はい、そうです。小・中学校をもっと前面に出したいと思いますので。今日も小学校に行ってきたんですが、３０度以上あるということで外では遊ばないように校内放送もしていましたので。 「学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）」は毎年取り組んでいただいていて、エレベーターの設置とか多目的トイレの設置等を進めていただいているんです。それも並行して行っていただくとは思いますが、小・中学校たくさんあるんですが、この暑さの中、体育館の空調をお願いしたい。議会を通さないといけないので、すぐにはできないとお聞きはしているんですが、進めていただきたいので提言の訂正をお願いします。
楠本会長	今、金子委員から「今後の取組についての提言」のところで、「現在計画中の体育館も含め、その他の地域の体育館も空調整備計画を」というところまで削除して、「調査中であるが、早急に進められたい」と修正したいというご意見ですが、それも含めまして何かご意見はございませんか。 小・中学校の体育館の空調整備を優先的にしてほしいというのが修正の意図ですが、それでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは金子委員にご提案いただいた修正にご賛同をいただいたので「調査中であるが、早急に進められたい」と文章を修正したいと思います。
金子委員	「空調整備計画を早急に進められたい」としていただいてもいいですか。計画を入れないと整備が始まらない・・・。
楠本会長	計画を入れたほうがいいと。「調査中であるが、空調整備計画を早急に進められたい」と。
金子委員	はい。ありがとうございます。
楠本委員	「現在計画中の体育館も含め、その他の地域の体育館も」というところを削除するんですね。
金子委員	はい。
川口副会長	小・中学校の体育館だけではなくて、市民のための体育館もあると思うんですが、そこの空調が私もすごく気になりまして、他の地域でもほとんど空調は入っていないけれど、体育館の中で一生懸命運動などをやっている人が倒れたりということがあるもんですから、津市はどうなのかなって思います。体育館というのは、きちんと空調を整えるっていう意識を持ったほうがいいんじゃないかと思うんです。そういう書き方はできないでしょうか。

金子委員	久居体育館、安濃中央総合公園内体育館など体育施設で冷房が入っているところもあるんですけど、利用頻度や利用者が多いところから設置をはじめたみたいなんですね。久居と安濃があって、それから芸濃と一志と。ここは放っておいても、順番に整備していただけたのかなど。最初は9か所あるその他の地域も整備をしてもらいたいなと思って書いたんですが、やはりそれよりも大勢の方が利用する小・中学校のほうを早急に整備していただいたほうが、学校も児童生徒もみんなが助かるかなと思いましたので、訂正をお願いしました。 提言に書かなくても公共施設のほうは整備していただけたと思うんです。「体育施設・社会教育施設のバリアフリー化」については、来年度の予算や学校も決まっています。これも今年設計しているので。美里とか他と比べて利用者が少ないところも順番に整備していただけたと思っています。思うというのはちょっとおかしいですけど。確かに他の地域で調べたところ、南伊勢町は100%ですし、玉城町も83.3%、度会町も50%です。小さい町だから1つしかないから1つ整備したら100%というのものもあるかもしれませんが、体育館に空調設備を導入しているところもありますので、津市は学校数も多いのでいっぺんには予算が付かないので、計画的に整備していただきたいという願いです。
楠本会長	川口委員のご意見は他の体育館もできれば空調設備の整備を進めてもらいたいと。それで金子委員は特に学校のほうを優先度が高いものとして取り組んでももらいたいと。そうすると「現在計画中の体育館も含め、その他の地域の体育館の空調整備計画を進められたいが、特に小・中学校の体育館の空調整備計画を早急に進められたい」というふうにして、ちょっと言葉が重複するところも出てくるかと思いますが、学校以外の体育館の整備も進めてもらいたい、特に学校について整備を早急に進められたいと、そういう趣旨になるように文章を修正するということではよろしいでしょうか。文案につきましては、正副会長と事務局とで調整いたしますので、趣旨としてはそのような趣旨にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」につきましても、ほとんどの項目で評価できると、「取組の評価」において全部で評価できるが8項目ございまして、取り上げている事業のほとんどが評価できるとなっています。そうだとするとここも先ほど申しましたように、評価ランクはCではなくて、Bというふうに審議会に提案してはどうかという趣旨でB「進んだ」という評価ランクにしました。これについてご意見はございませんか。
中嶋委員	先ほどと同じなんですが。個々の評価を聞いていきますと、金子委員が言われる「特に」という部分を念押しするのであれば、B「進んだ」という評価を付けるべきなのかなと思います。特に進めたいのであれば、B「進んだ」よりはC「ある程度進んだ」におさめておいたほうが要望としては強くなるのではないかなと思います。
楠本会長	あまり甘い評価をしてしまうと手綱が緩んでしまうかもしれない。ただ、だいぶ頑張って取り組んでいただいているんだけど、それでも子ど

	もたちの命に係わるようなこと、あるいは災害が起こった時の避難所として、空調設備が無い避難所で夏を過ごすというのは、現在では不可能な状況になっていますので、これはもう早急に整備していただきたいということは強調したいと思うんですけど。どうでしょうか。Bの評価はかえって政策の推進を、甘い評価だと緩めてしまうというメッセージにもなり兼ねないということなのですが。ただ、各項目、評価できるというコメントが多いことは事実です。
金子委員	毎年UD化に関しては評価ランクB「進んだ」と付けてもいいかなと思うくらいです。空調に関しては新しい項目なので、手綱を緩めるというよりは、これからこれに取り組んでくださいという意味で。学校の先生とも話をしたら、市長ともそういう話はしていますということでしたので、今後ますます進めていただけるかなと思っています。
中嶋委員	今の話を聞いていると小・中学校を特についていうのは、「まとめ」のところに書いてはだめなんですか。「UD化を進めている点は評価できる」この後に文言を入れて、特に小・中学校等の・・・。
楠本会長	2回書くっていうのはありますね。「今後の取組についての提言」のところで早急に進められたいと書くと同時に、「まとめ」のところでも「評価できる。ただし、小・中学校の体育館の空調整備計画については、より早急な計画の推進に努められたい」というような文章を入れる。二重に書けば要望が強いんだなということが分かっているという提案もごさいますが、よろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「今後の取組についての提言」の部分については、先ほどのように修正しまして、同時にまとめの部分も小・中学校の空調整備計画を早急に進められたいという部分を「評価できる」の後に挿入したいと思います。 その上で評価B「進んだ」ということでよろしいですか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本委員	それではそのようにさせていただきます。 次に10ページ「市民活動の組織などとの連携の推進」について、事務局からの説明をお願いします。
事務局	「市民活動の組織などとの連携の推進」について「まとめ」市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。一方で、参加者や参加団体が減少している取組も見られる。その原因を把握し、新たな取組も検討しながら、意欲的な活動が展開されることを望む。 「今後の取組についての提言」今の若い世代は、不安定な労働形態で就労せざるを得ない人が多いことから、安定した収入を得ることが難しく、常に生活に関する不安を持ち続けている場合が多い。会社が解雇や雇止めをする場合に、人格攻撃がなされるケースもある。子どもが生まれれば、

	喜びが得られる一方、生活や就学に関する不安は増す。厚生労働省が発表している「精神障害の労災補償状況」から、精神障がいを発する人が如実に増加していることがわかる。平成14年度と比較すると、令和4年度には7倍以上となっている。また、「職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合」は、令和4年度に82.2%となっている。 とりわけ女性に関しては、低い賃金や性別役割分担の他にも、声をあげると叩かれやすい傾向があることも度々指摘されている。これらの点から女性が抱える重圧は男性より大きいと考えられる。 このような状況下で休職や離職に追いやられた人は、自分が悪いと思いつままされているケースも少なくなく、さまざまな差別に起因していることを認識していない場合がある。このような場合は、差別の構造を認識することにより、自尊感情を高めることが重要である。 津市や関連団体の取り組みは、その活動がそれらの問題を視野にいれているかどうかの検証を行うことを提言する。
楠本会長	この項目を担当いただきましたのは青木委員ですが、何か追加すべき点がありましたらお願いします。
青木委員	それぞれの地域でいろいろな団体が人権について活動していることは評価できると思いますし、長い取り組みがずっと続けられているところもあり、それはとても大事なことだと思っています。ただ、今の活動を興してこられた方々の世代と今の世代の生活環境がガラッと変わっています。今の世代が抱えている苦しさというものの、それをちゃんと把握した上で自分たちの活動が展開されているかどうかということを検証されても良いのではないかと思います。「今後の取組についての提言」にこのように入れさせていただきました。 私は生活困窮の方に食べ物を配る活動をしているんですが、精神的にいろんな問題を抱えている人の割合が本当に多くなっているなということを痛感しています。会社を退職に追いやられてしまった人は、本人の問題であると、そこを突っ込まれて辞める方向に仕向けられて、その人たちはうつ病を患って自分を責め、それは仕方がないことだよ、でも会社はおかしいよねって思っている、周りがそれに同調してくれない。私が食べ物を持って行った時に、「こんなのおかしいですよ、私の言っていることはおかしいですか」って言われたから、そんなことはない、その会社のやり方はおかしいはずだよ、労働監督署に行ったらそれはおかしいと指摘されるはずだよと。でもそこで指導に入っても結局裁判を起こさない限りは結果を得ることは難しいんだけど。でもおかしくないんだよって言ったら「私がをおかしくないって言ってくれた人ははじめてだよ」っておっしゃったんです。そういうようなケースが結構あるんです。自分たちの人権が侵されている、だけどそれが当たり前の社会になっていて、周りもそんなこと目くじら立てたって仕方がないからという風潮もある。地域で人権に対して頑張ってみえるところが、いやいや違うよって一緒になってその人が受けた差別なり不当な扱いなり、そういうことを一緒に考えるような地域であってほしいなという思いから書かせていただきました。
楠本会長	取組みの評価も含めまして、今ご説明いただきました「まとめ」、「今後の取組についての提言」も含めて、全体としてご意見はございませんか。

佐藤委員	「取組の評価」の「男女共同参画推進団体等への支援」ですが、このページ全体に労働とか職場等の視点でしっかりと書いていただいている、大変良いと思うんですけど、「男女共同参画推進団体等への支援」の「若い世代（特に女性）が職場で抱える問題の解決を」というところを「職場や社会」というように「社会」も含めていただいたほうが良いかと思いますが、どうでしょうか。
青木委員	はい、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
楠本会長	他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、修正意見がございましたように、「若い世代（特に女性）が職場や社会で抱える」というように修正したいと思います。 この項目は評価ランクC「ある程度進んだ」といたしました。これについて、ご意見がございましたら、お願いします。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それではこの項目は評価ランクC「ある程度進んだ」とさせていただきます。 続きまして11ページ「同和問題」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「同和問題」について「まとめ」、事業の目的をきちんと把握したうえで、目的達成に向けた人権施策を推進するよう努めていただきたい。そのうえで、課題・問題点をしっかりと把握し、次年度への事業に反映させていただきたい。 「今後の取組についての提言」、さまざまな人権問題が複雑に絡み合う社会の中で、同和問題の解決に向けた施策から人権施策が出発したことを再認識し、常に原点を忘れず「人権が尊重される津市」に向けた人権施策がなされることを望む。そのためにも、市民の人権意識調査と職員一人ひとりの人権意識を高めるための研修の充実を図られたい。
楠本会長	「取組の評価」も含めまして、全体として何かご意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	この項目は評価ランクC「ある程度進んだ」となっていますが、これについてCという評価で良いか、あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

	それでは評価ランクC「ある程度進んだ」ということでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それではそのようにさせていただきます。 続きまして12ページ「子どもの人権」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「子どもの人権」について「まとめ」、今年度も子どもの人権に関わる多くの事業が実施された中で、以前の取組を踏襲しているだけの事業もみられたが、改善を重ねた取組になっている事業もあったことは評価したい。 また、子どもの権利に関わる全ての事業は、子どもの主体性を大切にして、子どもの自尊感情を醸成し擁護するものであるという目的を念頭に進められたい。 「今後の取組についての提言」、令和6年の自殺者数は子どもが過去最多（小中高生529人厚生労働省公表）となり、なかでも女子高校生の自死が増加し初めて女子が男子を上回った。いじめ、不登校は増え続け、児童虐待も増加し、多くの子どもたちが生きづらさを抱えている現状がある。子ども基本法ができたことで、子ども施策の大きな転換期になり、ようやく子どもの権利が注目されるようになった。改めて子どもの育ちを地域社会で見守ることの重要性を感じている。保護者が孤立しない子育て環境を整え、子どもたちが地域との関わりの中で多様な価値観に触れながら育つことができるように、さまざまな施策を講じることが求められている。子どもの基本的人権が守られ、子どもの主体性が大切にされる社会に変えていく必要がある。そのためにも、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる「津市子どもの権利条例」が制定されることを切に望む。
楠本会長	この項目を担当していただきました谷口委員、何か付け加えることはございませんか。
谷口委員	はい。
楠本会長	それでは、全体として何かご意見がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それではこの項目も評価ランクC「ある程度進んだ」となっておりますが、評価ランクCということではよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは評価ランクC「ある程度進んだ」とさせていただきます。 続きまして13ページ「女性の人権」について、事務局の説明をお願いします。

事務局	「1 取組の評価」の「各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大」について、「令あげていくためにも和7年4月1日」となっておりますが、関係がない文言が入っています。「令和7年4月1日」が正しく、「あげていくためにも」を削除してください。 「女性の人権」について「まとめ」、女性の人権についてさまざまな事業が行われていることは評価できる一方で、課長級以上の女性職員の割合、審議会委員等に占める女性の割合はともに低く、女性登用に向けた一層の努力が必要である。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるような一層の工夫や努力をされたい。 「今後の取り組みについての提言」、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組が進められているが、ジェンダー・ギャップ指数は変わらず低い状況が続いている。男女雇用機会均等法の施行により法的枠組みは整備されてきたものの、実態は男女の賃金格差が依然として大きい。女性が活躍しにくい地域は衰退すると危機意識を持つべきである。また、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口は設置されても、実際に相談しにくい状況が伺われることから、報告に上がってこない潜在的なハラスメントは多く存在していると思われる。さらに、深刻な問題になっている教職員の児童生徒への無自覚なハラスメント行為は根絶されなければいけない。今後も積極的に取り組むべき課題、社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すべく、女性の人権施策を進めていただきたい。
楠本会長	今の訂正箇所ですが、「各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大」のところの書き出しの部分ですが、「令あげていくためにも和7年4月1日」を「令和7年4月1日」と訂正するということですね。
事務局	はい。
楠本会長	それでは、全体としてご意見がございましたら、お願いします。
佐藤委員	2点お願いします。 1点目は「取組の評価」の「各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大」の最後の部分です。「女性が育児、介護の中心である実態は変わっていないことから、出産や子育て、介護を経ても長く仕事を続けていける体制が整備されることを望む」とありますが、この一文ですと実態をそのままに置いておいてという感じを受けてしまうのではないかなと思いますので、「変わっていないことから」の後に「男女ともに」という言葉を入れたらどうでしょうか。男は出産できないじゃないかって言われるかもしれないので、「出産」を「子の誕生」という言葉に変えると良いんじゃないかなと思います。 2点目は「審議会等への女性の登用促進」ですが、この文章をみると、どうも推薦依頼団体や地域の意識というところに頼ってしまっているように読み取れました。もっと担当である行政経営課や全担当課が独自にできる体制作りとか人選というところにも目を向けていただけるような書き方ができないでしょうか。 例えば防災会議は条例に定める定数をいっぱいまでは登用していないんですね。これを定数いっぱいまで登用して、ここに女性の視点で防災を語る女性委員を配置すると30%になるんですよ。ところが定数いっぱいまで登用していないので今は数字が低迷してしまっています。鈴鹿市を見

楠本会長	ますとケア労働や防災の市民活動をしている人の視点で発言できる女性をたくさん登用していますので、女性比率が高くなっています。そういったように推薦団体頼み、地域の意識頼みではなくて担当課が体制作りとして数字を上げられる、そういう取組の提言をしていけたらなと思いますが、いかがでしょうか。 最初に「各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大」の項目については、「出産や子育て」の前に「男女ともに」という文言を挿入して、「出産」という表現を「子の誕生」という表現に変えてはどうかと。そうすると男女ともにという意味でも文章として違和感が無くなるからというご提案です。2つご提案をいただきましたが、まずは一つひとつ確認をしていきたいので、今の文章の修正の提案について、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それではそのように修正させていただきます。 「出産や子育て」の前に「男女ともに」という文言を入れて、「出産」という言葉を「子の誕生」というように修正したいと思います。 次に「審議会等への女性の登用促進」ですが、これについては審議会の委員の選出について、市の担当部局自体が努力して女性委員の登用を増やす、そういうことも必要なんじゃないかと。原案では推薦団体の中の女性の活躍度合いを上げないと全体として審議会の委員の女性割合も増えていかないんじゃないかという表現になっているんですが、それでは地域や経済界の意識変革をただ待つことになってしまうので、市役所としてできることからまずは取り組んでいくと。そういう意味ではポストが空いているような審議会には、積極的に女性を登用していくというような取組をしてはどうかということなんですが。これについて、ご意見はございませんか。 〔意見を言うものなし〕
楠本会長	私が意見を言うのはおかしいかもしれませんが、今、佐藤委員がおっしゃったように空いているポストに女性を登用していくと、確かに見かけ上の女性の比率は高まっていきますよね。でも、実際の津市の中における経済界や各種活動団体の中での女性の割合は増えていかない。行政として、より社会の実態を反映したものになるか、反映したものとして市の人権施策審議会が把握することになるか、あるいは津市全体として把握することになるか、ということから考えた時に、ポストを水増しすることで比率を上げていくことよりも、実際の現場で女性が活躍できる度合が高まっているのかどうか、というのを正確に反映したほうが良くないかなと、そういう見方もあるかなと思うんです。 審議会の委員に出ただけの方は、その団体の中堅から主導的な立場になっておられる方が参加していただけたらと思うので、そういう人たちが実際の経済界の中で、あるいは各種団体の活動の中で女性の活躍度合いが増えていって、それで審議会の委員の中に女性比率が高まっていく、ちょっと理想論かもしれませんが、それが理想的な在り方なのではないかと思

前川委員	います。市役所としてやるべきことは経済界や各種団体に対して、女性活躍の場を拡げていってくださいね、というお願いを強めていくことで、徐々に女性比率を上げていくというように粘り強く頑張っていくべきだという考え方もあろうかと思うんです。 ただ、佐藤委員からご紹介いただきましたように、他の市町では空いているポストに女性を積極的に登用して女性の意見が通りやすいような、そういう審議会の運用の仕方も行っているということです。それも一つのやり方かと思います。どちらを選ぶべきかではないかもしれませんが、もしくは両方やるべきかもしれませんけれども。そういう論点も含めまして、他の委員の方々のご意見も伺いたいんですが、いかがでしょうか。 鈴鹿市の末松市長の話ですが、女性の人権という立場から女性を登用するというような思いで市長になった時に市にしっかりと声掛けをして、いろいろなところで女性を登用するような声掛けの中で、鈴鹿市ではいろいろなところで女性が活躍できる体制を作ってきたという話を聞かせてもらいました。それを思うと実際私の住んでいる地域では、区長には女性がいないんです。女性が区長になれないっていうのは、地域の人たちは女性が立つと批判するわけです。男性も女性も批判するわけです。そういう雰囲気がある。要するに目立つことをすると批判されるという雰囲気があるから、女性はよけいに出にくいという状況の中で女性の活躍の場をとられているから、女性の区長がいないという現実が、私が生まれ育って70何年になりますが、一人もおりません。そういう現実を変えるというのは区の中ではなかなか難しいのが現実ですので、どこかでいろいろな形で圧力をかけてもらわないと変わっていかないのではないかと自分は思っています。それを考えると津市でも行政から声掛けをしっかりとしてもらったほうがいいのではないかと思います。
中嶋委員	佐藤委員が言われたように、今までの意見というのは、どちらかと言えば男性社会、言い方は悪いかもしれませんが、偏った意見でずっと進められてきたと思うんですね。女性の登用ってことが言われ出したのは、社会全体で女性の視点に立った意見が必要だからこの言葉が出たと私も思うんです。そういう意味でいけば、今の防災会議での発言もあったように、もっと違う視点の意見を出される立場の人の意見ということで、委員の数を増やすのは賛成です。
山口委員	私どもの組織も女性3割いろんなところに、というところで取り組んでいるんですけど、一番難しいのは佐藤委員がおっしゃられたように子の誕生や子育て、介護についてどうしても女性が主体になっているところがあります。例えば会議でも「夕方はご免して」とかそういう状況で、やはり女性はどうしてもご本人も周りもまだまだ家庭を主体に捉えているところが多いので、その環境を変えていっていただかないとなかなか前に進んでいかないと思うんです。 例えばこういう審議会に参加している時、小さいお子さんがいらっしゃる場合、そういうお子さんの面倒を見てくれる施設を整えてあげないと。私たちの組織の構成企業さんによっては、職場の中に保育園を設けているところもあるので、女性の人権とか社会進出とかを考えるには、そういう環境も整えていただかないと難しいのではないかなと、今私どもは考えておりまして。

楠本会長	それには根本、教育から変えていかないとだめですよということですが、女性3割というのにはなかなか思うように進んでいないというのが現状で、こういう場でいろいろと知恵をいただきたいと思っています。 佐藤委員がご提案いただいた内容と、原案で提案させていただいています推薦依頼団体内の女性の割合を増やすということは両立しないものではないと思いますので、「審議会等への女性の登用促進」の「審議会委員等の選出にあたっては、各種団体等に対して積極的に女性の推薦を依頼してもらっているが」の前に先ほど佐藤委員がおっしゃったような積極的な女性の登用、団体に推薦を依頼するだけではなくて市の各部局ごとに女性の割合を増やす委員会の割合を増やす努力をしてもらいたいと、そういう一文を挿入するということではいかがでしょうか。
佐藤委員	審議会における女性委員の占める割合を30%というのを市長が40%と言ってきたという経緯があるので、40%という数字にするにはいろいろな手を使わないとなかなか数字が上がっていかないと思うので、地域の意識を高めることもそうだし、推薦団体への依頼もそうだし、それとともに担当部局自体も頑張っていたきたいと思います。 とにかくいろいろな手を使って30%ではなくて、40%にしないといけないので、文章は正副会長にお任せしますが、お願いしたいと思います。
楠本会長	「各種団体等に対して積極的に女性の推薦を依頼してもらっているが、推薦依頼団体内の」の前に担当部局自体がもう少し努力してもらうようにという趣旨の一文を入れさせていただきたいと思います。文案につきましては、正副会長と事務局にお任せいただきたいと思います。 それ以外に何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それで、この項目は評価ランクD「あまり進まなかった」としました。「各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大」と「審議会等への女性の登用促進」の項目が、昨年度と比べてあまり進んでいないということ、そして前回も、もう少し頑張ってもらいたいという意見を付したんですが、今回も状況はあまり改善されていない。前回もDの評価だったと思います。あまり改善されていないのに、今回評価をCとは付けづらいなと。やはり依然としてこの項目は津市として積極的に頑張ってもらわないといけない項目ではないかということで評価ランクD「あまり進まなかった」という評価で審議会に提案したいと考えてこういう厳しめの評価にしています。 この点について皆様のご意見を伺いたと思いますが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは評価ランクD「あまり進まなかった」とさせていただきます。

事務局	続きまして、14ページ「障がい者の人権」について、事務局の説明をお願いします。 「障がい者の人権」について「まとめ」、障がい者の人権についてはさまざまな施策が実施されている。大型家具のごみ出し支援やごみ出しサポートは利用者目線での取組であることから評価できる。担当課では取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につなげられたい。 「今後の取組についての提言」、障がいのある方のニーズは個別性があり、固定的なものでなく、その人の状態や成長発達の過程で変化もしていく。障がい者の権利を守る取組みとして、差別解消・虐待防止・社会参加の推進があるが、これらの取組みは障がいの内容によって暮らしにくさや必要な配慮・支援が異なることを念頭に置くべきである。「障がい者」への合理的配慮が当たり前のこととして社会全体に広がることで、全ての人と同じく尊厳のある生活を送れる社会となることをめざし取り組まれたい。
楠本会長	この項目全体についてご意見がありましたら、お願いします。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それではこの項目は評価ランクC「ある程度進んだ」というふうにご提案させていただきます。このCという提案につきましても、ご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本委員	それではこの項目は評価ランクC「ある程度進んだ」とさせていただきます。 続きまして15ページ「高齢者の人権」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「高齢者の人権」について「まとめ」、高齢者が元気や健康を維持し、生きがいを持って生活できるよう、さまざまな事業に取り組まれており、また、多くの事業において前年度より工夫や改善がされている点は評価できる。しかし、高齢者の中には対象となるにも関わらず、こうした事業を知らない方もまだまだ多いと思われることから、さらなる制度の周知や啓発に努められたい。 「今後の取組についての提言」、高齢化が進む中で、今後、認知症の高齢者はますます増加していくと思われる。地域住民の認知症に対する正しい知識と理解が深まるように、地域の住民や団体等を対象にした講座や研修会等を開催してもらいたい。認知症の方を地域のみんなで見守り、支え合っていくことができる地域づくりにつながるような施策を期待する。
楠本会長	この項目についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「高齢者の人権」の項目は評価ランクC「ある程度進んだ」となっておりますが、これでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それではそのようにさせていただきます。 続きまして16ページ「外国人の人権」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「外国人の人権」について「まとめ」、長年の努力の積み重ねにより、定着している施策は少なくない。継承に甘んずることなく、今の課題を把握する努力を続け、常に改善を図られたい。外国人の人権に関わる事業には、専門性が必要となる場合が多い。ボランティアは外国人に関わる人々の裾野を広げる意味で非常に重要ではあるが、事業の内容によっては、ボランティア頼みになってしまうことの弊害も考えられるので、そのあり方を検討されたい。 「今後の取組についての提言」、きずな教室卒業後の各学校での日本語習得や教科指導において、指導できる教員数も少なく、必要な個別指導が十分に行われていない学校も少なくない。特に中学校ではその傾向が強く、それが不就学の要因になる場合もあり、改善を検討されたい。また、不就学になっている外国人の子どもの就学に関して、受け入れを回避しようとする学校関係者の発言があった。外国人の子どもの学ぶ権利は在留資格の如何を問わず、学齢期の子どもすべてに保障されている。さまざまな要因で不就学に陥りやすい子どもや外国人の子どもの受け入れに関して、すべての学校で適切な対応が行われるように研修の充実を望む。 外国人の場合、子どものための制度の趣旨に当てはまる場合であっても、規則にあてはまらない場合があり、本来受け取るべき市民サービスが受けられない場合がある。日本人では想定できないケースは規則ではカバーされていない可能性があり、市民サービスの対象にならない、または、前例がないという理由で断られる場合がある。そのようなケースにおいては、制度の趣旨に照らし合わせ、規則の柔軟な運用が望まれる。在留資格のない保護者を持つ在留資格のある子どもに関して、親とともに子どもの監護を行っている人が児童手当を受け取ったり、就学援助費を校長口座への振込みにより受け取ったりする例が他の自治体である。子どもの持つ権利が行使され、子どもの最善の利益が優先されるように、適切な対応がなされるよう関係部署に周知されたい。
楠本会長	この項目を担当いただきました青木委員、補足はございませんか。
青木委員	これを書くにあたってどういう事象を受けてこれを書いたかということを説明させていただきます。 まず不就学になっている外国人の子どもの就学に対して受け入れを回避しようとする学校関係者があったという事例なんです。この事例は母子家庭で母親が自分の住居を持たないために誰かを頼って小学生の子どもを引き連れて、あちらこちらを転々としていました。せつかくある所で学校につながって、学校に通い出してもすぐに引っ越してしまうために、結果的

に不就学である日数がかなり多い子どもです。安定した住処を確保して、就学をちゃんとさせるということが、とても大切な家庭でした。仮住まいを確保して、そこに住んで生活保護を受けて、本住まいを確保するために、まずは仮住まいを確保しました。ところがその仮住まいの校区の学校に、その家庭の抱える課題を伝えたら、7月で夏休みの手前だったんですが、学校からは、無理して今から来てもらっても1週間くらいしかないから、無理して来なくてもというような学校長の発言がありました。1日でも早くその子を就学させる、その就学の機会を得させることがいかに大事かというのを資料を持って訪問をして、その後も電話でそういうことを言われたものですから、それはちょっと私も頭にきて教育委員会にも指導に入ってもらいました。

結果的には学校に通って夏休み前にたくさんプリントをもらって、それが夏休みにコツコツと勉強をするということにつながりました。夏休み前にたった3日しか通えなかったんですが、それはとても貴重な3日間だったと私は思っています。その時にきちんと対応していただけなかったということが、ものすごくショックでして、そんなことを言う校長がいるとは思ってもかけなかったもので、本当にびっくりしました。「今後の取組についての提言」に書いた「日本人では想定できないケース」というのは、例えば親子ともに在留資格がなくて、子どもだけ在留資格をもらった場合に、住民登録ができるのは子どもだけですね。だから子どもが世帯主として住民登録するしかないんです。だけど、子どもを世帯主にするということが小さな自治体だと念頭になくて、そんなことできるわけじゃないかと断られてしまった事例があるんです。住民登録できないということはあらゆる市民サービスを受けることができないということで、とんでもないことなんですよ。でも、それはおかしいということで住民登録できるようになったんですけれど、住民登録できるようになった後でも児童手当を受給するのに、ものすごい労力が掛かります。児童手当は子どもが住民登録できている場合に、保護者が正規の滞在資格を持たない場合には、その親に代わって監護をする人が、一定の条件をクリアすれば、その人に児童手当を給付してもいいと、それはこども家庭庁もそう言っています。でもそのことを自治体が知らないんですね。私も知らなかったんですが、ある団体から教えてもらって、こども家庭庁もそれはしても良いということ。実は津市ではないんですが、三重県内のある自治体で、私が親に代わって監護する人として申請しようとしているんですけど、3月にその相談を始めて、未だに給付されていないんです。ほとんどクリアしているんですけど、あとは国からの通知が1つくればOKなんですが、自治体が求めている通知が来ないということで。でも、実際東京では既に給付されている事例もあります。でもそのことを現場の方が知らないの、私がそういうことを知って、こういうことで受けられますよねって言って初めて進んだんです。その前の自治体では、できませんと頭から断られてしまいました。

お父さんが仮放免、正規の在留資格を持たない、お母さんは在留資格を持っている、両方外国人です。その子どもが高校に進学しました。お父さんが就労不可ですので、すごく困窮している家庭なんです。就学給付金の対象になる家庭なんです。お母さんは非課税である証明書を取ることができる、でもお父さんは住民登録ができないから非課税証明書がもらえないはずがないですよ。それは仮放免許可証に就労不可って書いてあって、それは国が発行している書類なので、それを置き換えればいいはずで国はそ

	れができると言っているんです。でも三重県教育委員会はそれができるとなるまでにはかなりいろいろとありまして。結果的には認めてくれましたけれど、ノーマルではないけれど、その制度を受けるべき子どもだと思われても、規則でこういう書類を出しなさい、その書類を出せる状態にないという時に、それに置き換えるものとしてこれがOKということが、なかなか進まない。一番大変な子がなかなか救われない現状があるためにこのように書かせていただきました。
楠本会長	今のまとめ、提言の部分、それ以外の部分も含めましてこの項目について何かご意見はございませんか。 よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、この項目は評価ランクC「ある程度進んだ」となっておりますが、よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは「外国人の人権」も評価ランクC「ある程度進んだ」とさせていただきます。 続きまして17ページ「さまざまな人権課題」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「さまざまな人権課題」について「まとめ」、犯罪被害者等総合支援窓口や津市内3箇所の応急診療所の開設、24時間365日相談ができる「津市救急・健康相談ダイヤル」等は、市民の安心安全につながる事業である。しかし、こうした事業があることを知らない市民、特に外国人や高齢者など情報弱者に対して、さらなる事業の周知啓発に努められたい。 「今後の取組についての提言」、スマートフォンの普及により、子どもたちにとってインターネットが身近なものとなったが、ネット上ではいじめや差別的な書き込みなどの人権問題が発生している。学校で子どもたちに正しいネットの使い方や人権について学ぶ機会を増やしてもらいたい。また、市民がさまざまな人権について正しい理解や認識を深めることができるよう研修や啓発を行うとともに、ネット上の差別的な書き込みに関しては関係機関と連携して法務局に削除要請を行うなど迅速な対応に努められたい。
楠本会長	「さまざまな人権課題」という項目につきまして、ご意見がございましたらお願いします。
金子委員	評価書ではなくて、A3の評価表のコメント欄ですが、「ネット上の書き込みは削除できることを周知してください」と書いてあるんですが、今回も3件削除要請をしているけれど、削除はされていないし、削除できていないのが現状なんですね。それなのに「削除できることを周知してください」というコメントはおかしいんじゃないかなと思います。削除するのは難しいと変えた方が良くないかな。評価書ではないんですけれども。この

	コメントを読むといかにも簡単に削除ができるようなコメントになっているなと思って、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いました。
楠本会長	どの項目ですか。
金子委員	「さまざまな人権課題」のNo.217ですね。評価検討委員が書いていると思うんですけど、No.62の項目でも出ていたと思うんですが、削除が難しい、削除ができていませんということが書かれているわけですので、何を思って削除できることを周知してほしいと・・・。
楠本委員	情報流通プラットフォーム対処法というのは、法改正によって削除に向けた手続きがこれまでよりは簡略化された、簡略化と言っているのかどうか分かりませんが、これまでよりは削除要請がしやすくなるような法改正がなされたと思うんですけど。ここでの趣旨は削除要請をしたからといって必ず削除されるわけではないですけど、削除要請ができないわけではないですよ。
金子委員	できないわけではないですけど、令和6年度だけではなくて令和5年度もそうですけど、削除要請をしても、なかなか削除に至ってなくて、削除されていないのが実態かなと思います。
楠本会長	例えば審議会として削除要請が難しいから削除要請をしても削除できませんよとそういう・・・。
金子委員	なかなか難しいからインターネットへの書き込みは注意しましょうねといった形なら良いんですけど、何となくニュアンスが違うんじゃないかなと思いました。 インターネット上の書き込みは安易にはいけないということにつなげていけば良いのに・・・。
楠本会長	インターネットに書き込みをしようとする人には、安易に人権の侵害につながるような書き込みをしていただきたくないんですけど、書き込みをされた側からみた場合には、削除要請ができますよと。ですから、削除要請ができるということについて市が被害に遭っている方に周知してくださいねという趣旨であろうと思うんですが。
事務局	評価表No.217の施策ですが、金子委員が言われるには、まるで簡単に削除できるかのように記載されているとのことですが、削除要請は行政ではなくてもどなたでもできます。削除できるとしてしまえば削除できる前提で書かれているように読めてしまうので、「ネット上の書き込みは削除要請できることを」というように修正してはどうでしょうか。
楠本会長	これは、評価書の表現を変えなければいけないところがありますか。
金子委員	いえ、それはありません。
楠本会長	「削除できることを周知してください」を「削除要請できることを周知してください」とすれば良いということですね。

金子委員	はい。
楠本会長	評価表のコメント欄のところですね。これは公開するものですか。
事務局	各課には公表します。
楠本会長	各課に公表することが前提だとしたら、「要請」という言葉は入れておいたほうが良いですね。 No.217のコメント欄ですが「情報流通プラットフォーム対処法の周知とともに、ネット上の書き込みは削除要請できることを周知してください」と。 他にご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	この項目も評価ランクC「ある程度進んだ」となっておりますが、これでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、そのようにさせていただきます。 続きまして、18ページ「新たに位置付ける人権課題」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	「新たに位置付ける人権課題」について「まとめ」、今後も、災害と人権、貧困問題、自殺対策など、新たに位置づける人権課題に対応するための教育や啓発活動を進め、より多くの市民にとって理解しやすい形で情報を提供していくことが重要である。「新たに位置づける人権課題」は、他のカテゴリーの事業の再掲載が多くなっているが、「新たに位置づける人権課題」の観点から見た取組状況を報告されたい。 「今後の取組についての提言」、「津市人権施策基本方針」に追加された6項目についても、担当課と連携し、市民人権講座の開催などを通じて、啓発活動を積極的に推進されたい。 さらに多くの市民が人権問題に関心を持ち、日常生活においても実践的に取り組めるようになることが期待される。 今後も、こうした新たな人権課題への取り組みが継続され、市民全体の人権意識が一層向上することを期待する。
楠本会長	この項目について何かご意見がございましたら、お願いします。
金子委員	ちょっと教えてほしいんですけど、「セクシュアル・ハラスメント等防止対策の実施」の中に「また、難しい事案も出てきていることから」と書いてあります。評価表のNo.222にも難しい事案が出てきていると書いてありますが、どういう難しい事案が出てきているのか具体的なことが何も出ていなかったの、どんな事案が出てきていたのか教えてほしいなと思いました。「令和5年度の課題・問題点等」に難しい事案が出てきていると記載されていて令和6年度の記載ではないんですが。評価書にも難し

	い事案が出てきていると記載されているので、どういう難しい事案がセクハラの問題にあるのか、評価表のコメント欄には「相談を受けるには傾聴力、コミュニケーション能力が必要です」と記載があつて、評価書にも同じように書いてあるんですけど。どんな事案が出てきているのか触れてなくて分からないので、良かったら教えてほしいなと思いました。
楠本会長	事務局は何か把握しているものはありますか。
事務局	これは令和５年度分の記載ですので、把握しておりません。
金子委員	はい。
楠本会長	何か他にご意見はございませんか。 よろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、評価ランクＣとなっておりますが、評価ランクＣということでよろしいでしょうか。
佐藤委員	この項目だけ評価ランクＣの後に注釈がないんですが。
事務局	これにつきましては、今回から評価が始まる新しい項目ですので。
楠本会長	それで「ある程度進んだ」とは言いにくいわけですね。抜けているのではなく、意図的に入れなかったんですね。そういう趣旨で「ある程度進んだ」の記載がないんですが、それでよろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、個別の項目が終わりましたので、５ページに戻っていただきまして、「２ 総合的な評価・提言」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「２ 総合的な評価・提言」について、令和６年度の評価はＣ「ある程度進んだ」。 津市においては、平成１８年９月に制定された「人権が尊重される津市をつくる条例」及び、平成２０年７月に策定された「津市人権施策基本方針」に基づき、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権施策が推進されてきた。 令和５年１０月の「津市人権施策基本方針」改訂により、「新たに位置付ける人権課題」が追加されたことに伴って、新たな人権施策の実施も見られた。これを踏まえて、津市人権施策審議会では、これら全ての人権施策について評価及び提言を行い、その結果を「津市人権施策事務事業進捗状況評価書」として取りまとめた。 各所属部署からの報告においては、全ての所属が人権を意識したさまざまな施策に取り組んでおり、長年に渡り地域の関係機関や団体、住民等と連携しながら取り組まれてきた施策について、行政主導ではなく地域主体

	で推進されている点は評価に値する。とりわけ、相談・支援体制の充実と、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進については、一定の前進が見られた。 一方で、女性の人権にかかる一部の施策においては、取組みがまだ不十分であると認められるものがあることから、総合評価としては「C（ある程度進んだ）」とした。今後は、各施策において明らかとなった課題や問題点を整理し、次年度の施策に反映させることで、さらなる人権施策の推進に努められたい。 近年、国においては「人権三法」や「LGBT理解増進法」などが相次いで施行された。また県においても、差別や人権侵害に対して県がその解決、解消に向けて介入する体制を規定した条例が施行されるなど、人権に関する法整備が着実に進展している。しかしながら、県内においても依然として土地差別やインターネット上での差別的書き込みといった人権侵害が発生しており、差別の解消には至っていないのが現状である。また、日本全体でジェンダー・ギャップの解消にいかに取り組むかが問題になっている中であって、三重県は、都道府県別のジェンダー・ギャップ指数（経済分野）で3年連続全国46位と低迷しており、津市においても女性が活躍する素地が整っているとは言えない状況が続いている。早急な改善がなければ、地域全体の衰退に繋がりがかねない問題である。 こうした状況を踏まえ、今後も市職員一人ひとりの人権意識のさらなる向上を図り、全庁が一体となって積極的かつ実効性のある人権施策の推進に取り組まれることを期待する。
楠本会長	総合的な評価についてC「ある程度進んだ」という評価にしたということも含めまして、全体についてご意見をいただと思いますが、いかがでしょうか。
佐藤委員	都道府県別のジェンダー・ギャップ指数についてです。これは文章がちよっと分かりにくいので、カッコを取ってしまって「都道府県別のジェンダー・ギャップ指数が経済分野で3年連続全国46位」としてはどうでしょうか。 それで21ページのジェンダー・ギャップ指数に対する用語解説ですが、ここではジェンダー・ギャップ指数が世界経済フォーラムのことにについてしか説明がなく、本文に記載されている都道府県別のジェンダー・ギャップ指数については言及されていないので、「118位。」の後に一文付け足してほしいと思います。「これにならい日本でも地域からジェンダー平等研究会が都道府県版ジェンダー・ギャップ指数を作り公表している」という一文を入れると5ページのことがより分かると思うんですが、いかがでしょうか。
楠本会長	そのように修正したほうが良いと思います。本文とのつながりでいうと、今の一文を入れないと本文がつながりませんので。 本文ですが「都道府県別のジェンダー・ギャップ指数が経済分野で3年連続全国46位」と修正すると。 他にご意見はございませんか。 全体評価C「ある程度進んだ」ということでよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

楠本会長	それでは、熱心なご議論ありがとうございました。 これで、本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、審議会の進行を事務局にお返ししたいと・・・。
金子委員	すいません。私は評価書を読み解く時に、評価表で各項目を見て、評価書の項目を照らし合わせながら読ませていただくんです。私も評価検討委員をさせていただいているんですが、コメントが何も書かれていない施策がすごく気になります。評価に2とか3とか入れるわけですから、その根拠を、例えば、その事業がそのままで良ければ「そのまま事業を継続してください」でも良いし、「このところが不足している」とかですね。全くコメントがなくて数字だけ入れていくというのはおかしいと思うので、1つや2つは構いませんが、たくさんの項目でコメント欄が空欄のものがあるんですね。評価検討委員さんは自分が3を付けるのであれば、どうしてこれに3を付けたかというコメントというか、意見というのを必ず入れていただければと思います。私の場合は、それを基に評価書を作っているのです。そんなのは関係ないよっていうことで作られているのかどうかは評価検討委員さんに直接聞いていないので分かりませんが、今後はコメント欄は入れていただいたほうが良いと思うんですが、皆さんはどう思われますか。別になくてもいいんじゃないかというのであれば、評価検討委員さんにお任せしますけれど。皆さんのご意見を聞かせてください。
楠本会長	評価検討委員さんができるだけコメント欄に書き込むようにしていただきたいことは確かなので、審議会としても各評価検討委員にはできるだけ、必ず全部書いてほしいとは申しませんが、できるだけコメント欄にコメントを書き入れていただきますようお願いしたいと思います。
金子委員	ありがとうございます。
楠本会長	それでは、事務局へ進行をお返しします。
事務局	楠本会長、ありがとうございました。 委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたり、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日、皆さまにご審議いただいた評価書につきましては、市長へ報告するとともに、委員の皆さまに送付した後、本市のホームページに掲載させていただきます。さらに、本市の関係部署に配付するとともに、津市人権施策推進会議や幹事会において、共有を図り、次年度以降の、より効果的な人権施策の推進に取り組んでまいります。 最後に、野村市民部次長よりお礼申し上げます。
野村市民部次長	本日はご多用の中、多くの項目についてご審議いただき、誠にありがとうございました。皆様からいただきましたご意見につきましては、きちんと反映させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
事務局	以上で、本日の審議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。